資料１

第４期中期目標の期間の終了時の検討に係る意見（案）

令和７年　月　日

大阪府知事　吉村　洋文　様

大阪府地方独立行政法人

大阪府立病院機構評価委員会

委員長　西田　俊朗

意　　見　　書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第２項の規定に基づく、地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

第４期中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績について、知事は「令和７年度までの実績は、府民への医療提供に関することについては目標を十分に達成する見込みであるが、業務運営に関することについては目標を十分に達成できない見込みのものである。」と評価し、本評価委員会としてもそれを妥当としたところである。

受療動向の変化、物価・人件費の高騰といった外部環境の影響など、経営環境は厳しい状況が続いており、安定した病院経営の確立に向け経営改革などの取組みが必要となっているものの、引き続き、高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上に役割を果たす必要があることから、地方独立行政法人大阪府立病院機構の業務を継続し、組織を存続することが適当である。

引き続き、経営改善の取組みを強力に進めるとともに、高齢化や人口減少が進む2040年の医療提供体制を見据えた医療機能の検討を行うなど、府域の持続可能な医療提供体制の実現に向けて、法人の担うべき役割を果たしてもらいたい。